

パートタイム

令和8年度採用
加古川市
会計年度任用職員
(手話通訳者)

募集要項



令和8年1月
受験案内

申込受付期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月20日（金）
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日は除きます。
※郵送による申込みはできません。

申込受付場所 加古川市役所 新館2階 福祉部 障がい者支援課

加古川市 福祉部 障がい者支援課 地域生活支援係

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

電話 (079) 427-9210

FAX (079) 427-9380

1. 応募資格等

職種	募集人数	応募資格	任期
手話通訳者	1名	次の①及び②に該当する人 ①厚生労働省認定手話通訳士又は兵庫県手話通訳者（統一試験合格者）の資格を有する人で、手話通訳を現に行っている人。 ②福祉分野に関心があり、障がい者のコミュニケーション支援業務等に熱意を持って取り組む意欲のある人	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

注1) 地方公務員法第16条（欠格要件）のいずれかに該当する人は応募できません。

注2) この採用は、加古川市の正規職員の採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。

注3) 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が募集人数を下回る場合があります。

2. 受験申込

受付期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月20日（金）まで 午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日、祝日は除きます。)
必要書類	① 加古川市会計年度任用職員採用試験申込書 ② 厚生労働省認定手話通訳士又は兵庫県手話通訳者（統一試験合格者）の資格を確認できる書類
受付場所	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地 加古川市 福祉部 障がい者支援課 地域生活支援係 (加古川市役所 新館2階 窓口33番) ※郵送による申込みはできません。
受験票	申込受付後に郵送します。

※申込書及び提出書類一式は、返却いたしません。

3. 試験概要

- [試験日] 申込受付後、後日、郵送する受験票で通知します。(別途相談可)
- [試験内容] 面接試験
- [試験会場] 加古川市役所内 (加古川市障がい者支援課で受付)
※車で来られる場合は立体駐車場たんようカーパークつつじ(有料)を利用いた
だけます。開場時刻は午前8時15分です。
- [持参する物] 受験票(申込受付後に郵送します。)
- [結果発表] 面接試験実施日から1週間以内に郵送で通知します。

4. 勤務条件

業務内容	窓口等での障がい者のコミュニケーション支援、相談支援、手話通訳者及び要約筆記者の派遣・調整、障がい者コミュニケーション支援施策の企画立案等
勤務場所	障がい者支援課
任期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務時間	午前9時00分から午後5時00分まで(休憩時間60分) 週35時間【1日7時間×週5日】 ※1週間ににおける勤務日、勤務時間については、別途相談可 ※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。 ※災害その他緊急の事態が発生した場合、協議の上、勤務が生じる可能性があります。
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12月29日から翌年の1月3日までの日
報酬等	月額191,252円(令和8年4月1日現在) ※本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。 また、「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところにより、地域手当(月額に含む)・通勤手当相当の報酬、期末手当(年2回、年間最大2,525月分支給(条件あり))、勤勉手当(年2回、年間最大2,125月分支給(条件あり))、等を支給します。 ※上記報酬及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
休暇等	年次有給休暇:任期・週の勤務日数に応じて付与(1年間に最大20日) ※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。

服務	<p>地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。</p> <p>(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)</p> <p>※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。</p> <p>また、懲戒処分等の規定が適用されます。</p>
社会保険	勤務条件により健康保険・厚生年金・雇用保険が適用となります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
その他	<p>地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。</p>

5. 申込受付場所及び試験会場位置図

